

わたしたちがここで求めるもの：詳細説明

1. 「動物の愛護及び管理に関する法律」の名称を「動物保護法」に変更する

■説明■ 世界の動物関連の法律は「保護」「福祉」「権利」といった言葉を使用しています。曖昧で分かりづらい「愛護」でなく、「保護」を用いることで、本法をより広く周知させ浸透を図りたいという目的です。

2. 動物の所有者又は占有者は5つの自由を遵守する

■説明■ EU法の基本となる動物福祉5原則にもなっていることから、5つの自由（①飢えと乾きからの解放、②不快からの解放、③苦痛、怪我、疾病からの解放、④正常な行動を妨げられることからの解放、⑤恐怖と不安からの解放）を基本理念とする旨を法律に明記することを求めます。

3. 動物虐待の定義づけの見直しと細分化

■説明■ 動物飼育の適正な基準の明確化を行い、意識的な暴力の他に、その動物種の生態と習性に合った適正な飼育を怠ることも「虐待」と定義する必要があります。虐待の例として、「①水と食餌の不足、②不衛生及び温度管理がされず、極端に行動を制限される環境及び移送、③病気や怪我の治療をせず、放置すること、④恐怖と不安を与えること、⑤正当な理由なく動物を自治体施設へ遺棄する行為を繰り返すこと、⑥犬やねこに不妊去勢手術を施さないなど適切な繁殖制限を行わないこと、⑦動物を闘わせること、⑧動物を傷つけたり、闘わせたりした画像や動画の制作、販売、貸与、所持すること」を明記すべきです。

4. 虐待の早期発見及び予防と防止の強化

■説明■ ①動物愛護担当職員に対し、動物の福祉と保護並びに虐待予防と防止について研修させる、②動物愛護担当職員は立ち入り・調査権限を持ち、警察に協力を要請することができる、③虐待または環境省令で定める基準が遵守されていないと動物愛護担当職員が判断した場合は、動物を保護することができる、④動物愛護担当職員は、複数回の犬ねこ引き取りを求めた者に対して適正飼育を指導する、⑤虐待と認められた動物は、自治体または自治体から認定を受けた団体が保護することができる、⑥虐待の可能性を認めた獣医師には、ただちに警察と自治体の担当窓口へ報告し、協力することを義務づける。これらの事項を求めます。

5. 動物取扱業の規制強化と、法の適切な執行

■説明■ ①動物のネット販売、移動販売、深夜の販売、移動展示を禁止する。②動物の展示は1日に8時間までとし、その間に1時間以上の休憩を入れる。③午後8時以降の展示を禁止する。④生後1年未満の雌犬には交配させない。⑤雌犬に年に2回以上、生涯に6回以上の分娩をさせない。⑥生後8週齢以下の犬とねこを母親から離してはならない。⑦繁殖・販売の前に遺伝性疾患と感染症の検査を義務づけ、個体識別を行い、記録を保持する。⑧実験動物の繁殖業と販売業、動物を使った教育施設を動物取扱業に加える。⑨動物関連法で有罪とされた者の登録取消できるようにする。⑩登録制から許可制にする。⑪法の執行状況に関して総務省による行政評価を実施する。⑫「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」と「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の一層の遵守を求める。これらの事項を求めます。

6. 多頭飼育を登録制とする

■説明■ ①飼育頭数の上限を定め、その数を超える場合は市区町村に登録する義務を課します。②動物愛護担当職員の判断により適正飼育がなされていないと認められた場合は、全頭に不妊去勢手術を義務づけ、また、指導、勧告、命令によっても改善がない場合は動物を保護できるものとします。

7. 実験動物に関する規制を見直す

■説明■ 現状では、実験の内容、使用する動物の種類と数、管理等について知ることができないため、事故や災害により施設から動物が逃げた場合、地元市民でなくとも不安が大きいことから、情報の開示が必要です。そのため、①動物実験を行う施設は登録制とし、一定の情報開示を義務づけます。②実験用に繁殖される動物の供給施設についての規定を設けます。③独立した第三者機関を設置し、5つの自由及び3Rの原則（苦痛の軽減、数の削減、代替法の使用）に則った管理の義務が遵守されているか監視させます。④「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の実効性の確保を求めます。

8. 畜産動物に関する規制を見直す

■説明■ ①国際基準に則った畜産動物の飼育、管理、繁殖、移送、と畜の基準（飼育場の広さ、換気、移動距離ごとの休憩時間等）を設けます。②動物愛護担当職員による定期的な視察を義務づけます。③感染症対策におけるやむを得ない殺処分は、事前に意識を消失させる処置をとることを義務づけます。④「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の実効性の確保を求めます。

9. 罰則規定の強化を含む政策の一層の強化・推進

■説明■ 愛護動物をみだりに殺傷、虐待した者については、一時的に保護した動物の所有権を取り上げる罰則を設けます。また、同様の虐待行為を繰り返す可能性が高い者については、動物飼育を禁止する罰則を設けます。

10. 保護収容施設の運営基準を設ける

■説明■ 自治体の収容施設における動物の保護管理、適正飼育、公開等についての基準をつくります。

11. 法第4章第35条の見直しを行う

■説明■ 安易な持ち込みができないように、犬ねこの引き取りを自治体の裁量とし、条件をつけられるようにします。引き取り時に適正飼育や殺処分のビデオを見せるなど講習を受けさせ、同じ行いをくり返させないよう自治体が指導しやすくなります。

12. 殺処分の執行手続きの改善

■説明■ やむなく殺処分を行う場合は麻酔薬の投与を義務づけます。また、現行の「動物の殺処分に関する指針」の改正を行うべく、中央環境審議会動物愛護部会にて専門委員会を設けるよう求めます。